

会 議 録 要 旨

会議名		令和元年度 第2回藤沢市下水道運営審議会	
開催日時		2019年(令和元年)7月25日(木)午前10時00分～午前11時50分	
開催場所		本庁舎5-1、5-2会議室	傍聴者数 0人
出席者	会長	神田 務	
	委員	小野島 真 川田 兼子 木村 安代 齋藤 力良 須田 千亜希 中村 猛 野牧 喜久江 三輪 晋	
	事務局	鈴木下水道部長 [下水道総務課] 武井参事・近藤主幹・指旗主幹・濱野主幹・小川補佐・佐藤(淳)補佐 利根補佐・外山補佐・村田上級主査・吉原主査・松田主任・田中担当 [下水道管路課] 張ヶ谷課長・藤原補佐・鈴木補佐・小松補佐 [下水道施設課] 真間参事・中丸辻堂浄化センター長・一ノ瀬大清水浄化センター長 佐藤(拓)補佐・関野補佐・竹内補佐	
議題及び公開・非公開の別	1 藤沢市下水道使用料の見直しについて 2 その他 (1) 下水道使用料納入通知書のバーコードエラーについて (2) 下水道使用料減免制度の見直しに関する周知について (3) 下水道事業の広域化・共同化の取組について <div style="text-align: right;">(すべて公開)</div>		
非公開の理由			
審議等の概要	《議題》 1 藤沢市下水道使用料の見直しについて (1) 下水道使用料収益及び汚水量の推移について(資料1-1～4) 平成30年度実績を反映した下水道使用料と汚水量の今後の推移について説明。 (2) 下水道使用料収支計画の見直しについて(資料2・参考資料2) 下水道使用料の基本的考え方、経費の負担区分、資本費算入率について説明。 経費の負担区分の原則に基づき負担割合の見直しを行い、現行と見直し後の「経費区分基準」について説明。 (3) 短期経営計画[令和2年度～令和4年度]の変更について説明。(資料3) (4) スtockマネジメント実施に向けた取組について説明。(資料4) (5) 藤沢市下水道事業経営戦略(短期経営計画)の位置づけ、策定イメージについて説明。(資料5-1～2) 【質疑】 ①資料3 資本的収支計画の収支不足額への補填財源は何か。 補填財源に起債を発行して充てるのか。 《回答》 収益的収支のうち、現金の支出を伴わない支出(減価償却費、資産減耗費)が補填財源の主なものです。補填財源のための起債は発行していません。 ②資料3「経費回収率」103%とあるが、経費が回収されているため、数値から見ると下水道料金を値上げしなくても大丈夫だと読めるが。 《回答》 3年間の計画上の数値では、利益が見込める予定となっています。 ③資料4のStockマネジメントは、老朽化対策、長寿命対策をして大事に使っていくことだが、不測の事態(津波など)も当然想定していかなければならない。 長期的にはStockマネジメントやアセットマネジメントでは対応しきれない部分が今後あり得るが、どのように考えているのか。 《回答》 Stockの計画ができていないため今回は短期計画となっておりますが、次回の改定の中では、不測の事態、地震対策など含めて長期的な経営方針を立て、計画を策定する予定です。		

<p>審議等の概要</p>	<p>④辻堂の処理場は一番海に近いが、津波対策はどうなっているのか。 《回答》 令和4年度までの計画では、南部処理区ポンプ場、辻堂浄化センターにおいて施設の耐震診断に合わせて津波診断を行い、令和5年度以降にその診断結果に基づいた対策を順次進めていく考えです。</p> <p>⑤資料5「経営戦略」はいつまでに作るのか。 《回答》 令和2年度末までに策定するよう通知されています。</p> <p>⑥独立採算制の原則が一番今回の問題だが、経営戦略の中で戦略的に取り組むのか。 料金の見直しについての位置付けは。 《回答》 今回は3年間の経営戦略を策定する予定です。総務省は、中長期的（10年）な規模の将来の収入、施設の老朽化を含め、経営を考えた経営戦略を策定するよう要請しています。現時点では詳細な支出、事業計画ができていない部分があり、当面この3年間の経営戦略を策定する予定です。戦略的に中長期的な視点で捉えていくための方向性・考え方、将来どのようなサイクルで見直しするかということを表現し、経営戦略を作る予定です。</p> <p>⑦経費区分の見直し（資料2参考資料）で資本的支出のうち下水道事業債や臨時財政特例債は一般会計に移すということだが、これが変わったということで他会計負担分だけが変わるのはどういう仕組みか。 《回答》 （資料2参考資料）汚水分は下水道使用料が財源で、雨水分は一般会計の繰り入れという経費を区分しています。この割合を見直すことで、一般会計が負担する額が増えます。</p> <p>⑧資本的支出で、一般会計が負担すべき経費が見直しとあるが、資料3にはでてきていないがなぜか。 《回答》 資本的収支の一般会計負担は「他会計出資金」というもので繰出基準がなく、事業で賄うことができない部分を補足しています。4億円の中に新たに繰り入れる部分は含めており、これは財務部局との交渉により任意で繰り出ししていただいています。</p> <p>⑨見直した下水道事業債や臨時財政特例債の元利償還に関する経費は、見直し後は一般会計が負担する形だが、今まではどうだったのか。 《回答》 一般会計は負担していませんでした。そのため繰出基準で一般会計が負担すべきものとあるため、整理をしました。まずは独立採算制を目指し、十分な精査をすべきという考えで収支計画に反映しました。</p> <p>⑩東日本大震災の際、電力・燃料の確保が一番困った経験があることから、行政は市民に対して最低限度のサービスができるよう事業継続が求められます。経営だけではなく、施設のエネルギーマネジメントが大事であり、その部分を視野に入れた計画を作ってほしい。 《回答》 不足の事態を想定し48時間は運転を継続できる体制を目指して、施設の改築更新を今後も行っていく予定です。また、地震など被災したあとに、速やかに復帰ができるよう、細かいところに目をかけていく必要があると考えております。</p> <p>2 その他 (1) 下水道使用料納入通知書のバーコードエラーについて 本年5月に発生した納入通知書に誤ったバーコードを印字し送付したことについて、原因と対応の報告。</p> <p>(2) 下水道使用料減免制度の見直しに関する周知について 平成30年度及び令和元年度における周知内容についての報告。</p> <p>(3) 下水道事業の広域化・共同化の取組について 将来における安定した下水道事業運営の継続に向けて、県と県内全ての市町村が参画し取り組みを進めていることを報告。</p>
<p>その他</p>	